

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第43号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条の表能率手当の款を削る。

第12条の見出しを「(能率手当)」に改め、同条中「第5条に定めるもののほか、」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)